

平成28年度総合ねずみ駆除運動実施要領

- 1 目的 各種の感染症・食中毒の病原体を媒介し、農作物・家具等に被害を与え、衛生的にも経済的にも有害なねずみ族に対して、府内一斉に組織的な駆除運動を展開し、住みよい快適な環境をつくる。
- 2 実施区域 府内全域（大阪市内を除く。）
- 3 実施期間 平成29年1月15日（日）から平成29年2月28日（火）
- 4 実施主体 大阪府・府内市町村（大阪市内は別途、事業を実施）
- 5 協賛 一般社団法人 大阪府ペストコントロール協会
一般社団法人 大阪エイフボランティアネットワーク
一般社団法人 大阪ビルメンテナンス協会
公益社団法人 大阪食品衛生協会
一般社団法人 関西環境開発センター
一般財団法人 大阪防疫協会
- 6 実施対象 一般家庭・官公庁・学校・その他公共施設・事務所・工場・事業場・給食施設・飲食営業施設など
- 7 実施方法
 - (1) 市町村は、その地域を所管する府保健所ならびに地域団体と連絡を密にし、地域の実情に即した駆除計画を立て、一般家庭、その他関係先に周知徹底させるとともに積極的な駆除作業を行うこと。
 - (2) 保健所は、管内市町村と十分に連携をとり、捕そ器具、駆除薬剤の使用方法、その他作業に関する技術的指導を行うこと。
 - (3) 駆除指導にあたっては、以下の点に留意すること。
 - ア 駆除については、できる限り地域単位で一斉に作業を実施すること。
 - イ 地域のねずみの生息状況を十分把握し、毒餌だけでなく、捕そ器具も併用し、駆除効果を高めること。
 - ウ 残飯、ゴミなどのねずみの好餌となるものの管理を厳重にするとともに、ねずみの侵入の防止等、環境整備に努めること。
 - エ 毒餌の使用にあたっては、その形態及び種類を十分に了知し、配置場所を熟慮するとともに、人畜に対する危険防止に万全を期すこと。
- 8 府及び市町村の行事
 - (1) 各市町村は保健所と協議し、本運動中に地域ごとの講習会等を開催し、作業能率の向上を図ること。
 - (2) 広報用ポスターについては府で作成し、具体的な実施計画は、保健所・市町村ならびに地域団体が主体となって計画し、実施すること。
- 9 報告
 - (1) 各市町村は本運動終了後、別添の実施報告書を作成し、貴市町村を管轄する府の保健所へ、平成29年4月28日（金）までに提出すること。ただし、政令・中核市においては同期限までに直接、大阪府健康医療部環境衛生課へ提出すること。
なお、未実施の場合もその旨報告すること。
 - (2) 府保健所は管内市町村の報告をとりまとめ、平成29年5月31日（水）までに報告すること。